

虐待から子どもを守りましょう

～ 11 月は児童虐待防止推進月間～

「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたら

◎ 虐待を受けたと思われる児童を発見したら、すぐに市町の窓口や豊岡子ども家庭センターに連絡（通告）してください。

（児童福祉法 25 条、児童虐待防止法 6 条）

★ 「虐待を受けた児童」はもちろんのこと「虐待を受けたと思われる児童（虐待の疑い）」も対象となります。

★ 調査の結果、たとえ虐待の事実がないということが分かっても、そのことで責任を問われることはありません。

◎ 連絡した人が特定されないように、秘密は守られます。

（児童虐待防止法 7 条）

◎ 児童虐待の通告は、「守秘義務」違反にはなりません。

（児童虐待防止法 6 条）

こどものこんなサインを見落としていませんか？

- 不自然な傷や打撲のあと
- 着衣や髪の毛がいつも汚れている
- 表情が乏しい
- おどおどしている
- 落ち着きがなく乱暴になる
- 親を避けようとする など

「児童虐待」ってなに？

身体的虐待

殴る、蹴る、投げ落とす、やけどを負わせる、首をしめる、溺れさせる など

性的虐待

性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト（保護の怠慢）

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、医療機関を受診させない、保護者以外の同居人による虐待を放置する など

心理的虐待

言葉による脅かし、無視、兄弟間の差別的扱い、子どもの前で配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるう など

■ 虐待を見つけた場合の連絡先 !!

市役所社会福祉課 ☎ 672-6123

豊岡子ども家庭センター ☎ 0796-22-4314

児童虐待防止 24 時間ホットライン

☎ 0796-22-9119（夜間・休日）